

保育学生の音楽表現技能と幼児の音楽活動の連動性 — 保育実践力の向上を目指した音楽基礎技能『器楽法』授業実践から —

The Relationship between the Musical Expression Skills of Trainee Kindergarten and
Nursery School teachers and the Musical activities of Infants
— Experiences from Basic Music Skill Courses in Playing Instruments that Are aimed at
Improving Early-Childhood Education Skills —

三宅 啓子

Keiko Miyake

福西朋子

Tomoko Fukunishi

(要 約)

保育学生の音楽表現技能について、保育士養成課程改正における「保育の表現技術」と基礎技能科目「器楽法」の取り組み実践から、子どもの表現活動を支える音楽技能・技術習得と幼児の表現活動の連動性について検討した。結果、従来の「発信型」保育方法に有効な技術に加えて、「子どもの表現」を広く捉えて対応できる「受信型」保育音楽技術が必要であるとの方向性が明らかになった。また、その技術は学生自身の表現活動の双方向的な経験と学び合いから得られることも含めて、今後の音楽カリキュラム作成の示唆を得た。

(キーワード)

保育表現技術、幼児の音楽活動、授業

1. はじめに

幼児の表現は身体、造形、音楽、言葉など様々な表現媒体によって発達していく。その過程で、表出 - impress - の豊かさが生まれ、表現 - express - が生まれる。つまり、子どもの表出の豊かさは、子どもの育つ環境、生活、地域の人々との関わりの豊かさに起因していると考える。しかし、これら子どもの育ちを支える基盤は少子化や女性の社会進出等で変化し揺らぎつづけており、子どもの心身の発達はとりもなおさず、「子どもの表現力」に影響している。それは、子どもの心の発達のパロメータは「表出や表現」であると考えているからである。筆者らがこのように考え、子どもの表現教育・保育に試行錯誤している現況下において、折しも厚生労働省により保育所が地域における保育の専門機関として社会的責任を果たすことを求め保育所保育指針が改定（H20.3）された。そして、それを受けて保育士養成課程の改正がなされ、各保育者養成校は改正基準に見合った独自のカリキュラムを平成23年度より実施している。また、同時期に「子ども・子育て新システム」の検討も進められ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し「社会全体で子ども・子育て支援」を掲げ、総合施設（仮称）創設を含めた幼保一体化等の具体案検討が続けられている。子どもの育つ環境や生活の保障が幼稚園や保育所等にさらに委ねられていくと言えそうである。

そこで、本稿ではこのような状況において、これから「子どもの表現」の活動に関わる保育者として

求められること、養成教育において「子どもの表現」を支える音楽技能や技術習得と幼児の表現活動の連動性についての再検討と考察を行いたい。具体的には、保育士養成カリキュラム改正による技能系科目の位置づけの意図から、また、今までの筆者らの研究成果から明らかにしてきた「保育者に求められる音楽的専門力量」とそれに伴う授業実践の学生の取組み状況から検討することにした。特に保育学生が「表現すること」に対する意識や姿に着目し、幼児の「表現力」育成を踏まえた学生自身の「表現力と技能習得」について考察するものである。そのことによって、保育・教育における子ども（乳幼児）の音楽活動と連動した音楽表現技術習得に向けたカリキュラムを展望する一助としたい。

I 養成教育と音楽教育のあり方

I－1. 保育士養成課程改正による技能系科目の位置づけ

保育所保育指針が平成20年3月に改定され、その見直しの背景を踏まえ、保育士養成や保育現場における諸問題に対応すべく各保育士養成課程の見直しを平成21年～22年にかけて行い、平成23年度入学生から適応することになった。その際、その内容は保育現場の実践や保育士の専門性を十分踏まえたものにすることがその基本的な考え方であった。中身はいくつかの改正があったが、教科目の配列は「教養科目」と「必修科目」が6つの系列から構成されることなく、系列の名称の見直しがあった。①「保育の本質・目的の理解に関する科目」が「保育の本質・目的に関する科目」になり、②「保育の内容・方法の理解に関する科目」が「保育の内容・方法に関する科目」となり、学びの観点が明確化された。③「保育の対象の理解に関する科目」は系列名称の変化はないが、教科目が大幅に見直され単位数も4単位増加された。そして、本章で検討する系列は④「基礎技能」が「保育の表現技術」と改正され、子どもの表現を広くとらえて、子どもの遊びや活動を促すための表現技術を養成することが求められたことである。その他、⑤「保育実習（実習）5単位」→「保育実習I（実習）4単位」と「保育実習指導I（演習）2単位」で計6単位に増加し、⑥「総合演習」における教科目が「保育実践演習」と改正されたことは周知のことである¹。

I－2. 「保育表現技術」科目としての音楽教育

音楽は専門家を育てるための音楽教育ではなく、音楽そのものの喜びや楽しさ、癒し等、音楽の心を知るすべての人々のために存在し、人間的成长にとってなくてはならないものである。それが故、子どもの音楽教育は、情操の育成を通して人間形成に必要な「音楽活動や音楽教科」として位置づけられ、乳幼児期においてはその使命を、保育者（保育士・幼稚園教諭）が果たさなければならないのである。

そこで、子ども（幼児・乳幼児）の表現について「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」から教育・保育に求められているものを確認し整理しておく。つまりそこで子どもの表現の発達と人間成長の過程を、学生が認識しその活動を支えられる学生自自身の「保育表現技術」の習得をするための養成教育の在り方を検討することの指針としたい。

（1）平成20年度改訂された「幼稚園教育要領」から

【領域：表現】では、「感じたこと考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。」とされている。ねらい（1）～（3）は旧要領（平成10年度改

訂) と同じである。

(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現して楽しむ。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

*傍線は筆者によるもの

注目すべき点は、「(2) 感じたことを自分なりに表現して楽しむ」である。これは、自分なりに表現すると言うことから、表現や創造性が豊かになるということである。豊かな感性は、子どもの豊かな生活経験から多くの刺激や情報を得ることによって五感が感覚器官を通して高められその結果、イメージ（想像）が膨らみ、考えたこと・思ったことを様々な遊びの中で行動（表現）できるということにつながる。こういった一連の流れ（循環作用）が感性そのものであり、表れた行動（活動）が表現なのである。

また、その内容に示されている(1)～(8)²において特筆されたことは、「(1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。」とされ、旧要領は「楽しんだりする。」にとどまっていたが、気づいたり、感じたりするためには、子ども自身の興味や関心がなければなり得ないことから感じるという言葉が付け加えられたと考えられる。また、イメージは考える・思うことにつながり、思考し行動できるようになる源である。またそのことを伝える行動、すなわちコミュニケーション力（言葉の発達）によって、さらにその後の知的発達や社会的発達につながるのである。つまり表現行為は心の表れで子どもの心身の発達を包括した活動なので、「感じて考えて行動する」というその過程を大切にして、子ども自身が自己表現を楽しめるように工夫できることが保育者に求められているのである。

(2) 平成 20 年度改定された「保育所保育指針」から

今回の改定は、昭和 40 年に保育所保育のガイドランとして制定された「保育所保育指針」が平成 2 年、平成 12 年の改定を経て、平成 20 年に 3 度目の改定されたものである。この改定の大きな意味は、局長通知から厚生労働大臣による告示となり、保育所の役割と機能が広く社会的に需要かつその責任が大きくなったことを示すものであった。改定の要点は 4 つに整理できる³。1) 保育所の役割の明確化 2) 保育内容の改善 3) 保護者支援 4) 保育の質を高める仕組みである。この保育指針の解説については、大場等の考え方『保育を創る 8 つのキーワード』によると、①保育所保育の基本原則としての「子どもの最善の利益」②保育所という環境の「生活の場」③保育の質の向上のための「創意工夫」④長期的な視野に立った保育からの「発達過程」⑤保育内容としての養護と教育の一体性 ⑥保護者・関係者との連携の必要性からの「協働」⑦保育連携の展開としての資料作成（子どもの育ちを支えるための資料）「保育所児童保育要録」⑧保育所保育の地域貢献としての「組織としての保育力」と解説している⁴。特に、2) の保育内容の改善では、①発達過程の把握による子どもの理解・保育の実態や②養護と教育の一体化的な実施ということから、就学前の子どもという立場からは当然のことながら文部科学省との共通的な内容は多くみられる。したがって【教育一発達援助】という立場に基づいて、3 歳以上の保育内容【領域】は共通（文部科学省と厚生労働省の共通的な意識のすり合わせ）している内容が多い。このことは、保育指針の根拠法令、関係法令や幼稚園教育要領等の整合性がこれまで以上に図られていること

が大きな特徴である。したがって保育者に求められる資質としては、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達援助力が求められているのである。新保育指針では、子どもの総合的な発達による「表現活動」は、旧保育指針にも増して、一人ひとりの子どもの個性や発達の連続性を常に見通した長期的視野を持った配慮・援助・指導が保育者に求められていると判断できよう。そのためには、保育者(養成校の学生)の表現技術の高さと深さが備わっていればいるほど、とりわけ幼児の音楽表現活動では発達の連続性を持った援助・指導が可能になり得るのである。

II 音楽教育カリキュラムと授業実践

前章でも述べた通り、保育士養成課程の改正により教科目の名称変更がいくつか行われ、「基礎技能」も「保育の表現技術」と変更された。「子どもの表現を広く捉え、子ども自らの経験や周囲の環境との関わりを様々な表現活動や遊びを通して展開していくことが重要(以下省略)」とされ音楽表現、造形表現、身体表現、言語表現の表現技術を「保育との関連で習得できるようにすることが必要」と示された。平成23年度から実施され、その養成教育内容については現在、改善と工夫による授業実践がされている。

本章では、この名称変更が意とするこれから保育者に求められる音楽の技能・技術(「保育表現技術」)は保育士養成課程においてであるが、本章では幼稚園教諭を含む「保育者」としての技術として考えることとする)、保育学生の音楽技能習得過程の実際、そしてこれらを踏まえ音楽教育内容はどのようにあるべきかをT短大の音楽授業実践から一考する。

II-1. 保育者に求められる音楽技能・技術

保育者に必要な音楽技能や専門的力量については、今までに筆者らの拙稿(2005, 2006)⁵にて論じてきたが、保育士養成課程改正(2010)における「保育表現技術」の名称変更を受けて、改めて今までの論考を振り返り、検討する。

(1) 「保育表現技術」の名称変更の意図から

まず、「保育表現技術」の名称変更の意図を分析することで、求められる技術について検討する。

—名称変更理由—

「a.子どもの表現を広く捉え、b.子ども自らの経験や周囲の環境との関わりをc.様々な表現活動や遊びを通して展開していくことが重要であることを踏まえ、このようなd.子どもの表現に係る保育士の保育技術を習得する教科として『保育表現技術』に名称変更する。また、現行の『基礎技能』内容にある音楽、造形、体育を、音楽表現、造形表現、身体表現、言語表現とするが、これらに関するe.表現技術を保育との関連で修得できるようにすることが必要である。」⁶

*番号と下線は筆者。

① 「a.子どもの表現を広く捉え」から

旧「要領」「指針」(平成2年-1990)から登場した子どもの生活や遊びを通しての保育、環境を通しての保育の流れからの考え方である。それ以前は、「子どもたちに何をさせようか」と保育者が望ましいと考える活動を選択する「設定保育型」が主流であったが、旧「要領」「指針」から「子どもは何をするだろうか」と子どもの主体性を大切にし、自由に活動を選択して行う「環境構成型」の保育となつたのである。

「子どもは表現的存在」とも言われるよう、子どもの生活や遊びにおける姿や活動すべてを表現と捉え、それらが自由で豊かにできる環境構成をし、そこでの表現を受容することが保育者に求められる、と言えよう。

② 「子ども自らの経験や周囲の環境との関わりを 様々な表現活動や遊びを通して展開していくこと」から下線 b. は子どもの生活を基盤とした経験と捉えられるが、今、この子どもが育つ生活基盤が脆弱化してきている。今まで地域、家庭生活の中で自然に経験してきたこと、育ってきたこと(3つのサイト・汐見)⁷を意識的に育てなければいけない時代といわれ、その役割が保育に期待されている。今まで、その生活経験を基盤に園で情操教育などを行ってきたが、今では園における生活経験による育ち (b.)、それを基盤に意識的に育てたい能力、たとえば表現技能を育てる(c.)ということが求められてきている。したがって、保育者は子どもの育ちに望ましい経験とその中から育てたい技能を引き出すという総合的な指導・援助が求められる。

③ 「子どもの表現に係る保育士の保育技術」から

下線 a.b.c からとこの下線 d. の「子どもの表現に係る」という文言から、保育者の保育技術とは子どもの音楽技術習得や芸術表現に近づけるためのものを求めていないということが改めて明らかとなつたと言えよう。

④ 「表現技術を保育との関連で修得できるようにすること」から

「保育との関連で」ということが広すぎて、どこに焦点を当てて考えれば良いのかということが、これから音楽教育カリキュラム内容に大きく関わってくることではないだろうか。下線 a.b. を考慮に入れ、また表現技術系科目との関連も視野に入れ、必要な技術習得を検討する必要があると言える。

(2) これまでの論考（筆者ら拙稿）から～保育者に求められる音楽的専門力量～

今までに筆者らが論じてきた保育者に求められる音楽的専門力量を先述の「保育表現技術」修得に求められることを踏まえ改めて検討する。

- 1. 子どもの表現を支える音楽的環境を整え用意をし、その環境から芽生えた音楽行動、活動に共感・共鳴できる。
- 2. 子どもの音楽活動を支える音楽技術技能と音楽活動をより豊かに導くための創造性と音楽性を有している。
- 3. 子どもの成長、表現の育ちを見通し、子どもの様々な音楽活動を展開できる指導・援助力がある。

子どもの音楽活動は保育者が選択した活動からではなく、子ども自身の経験や自由な行動からの活動からがより広がるという認識から上述が求められる力量としているところは、(1)と同じくするところがあると言える。「子どもの表現を広く捉え」と「音楽行動、活動に共感・共鳴できる」ための感性や能力が必要ということは確認できるが、ではどのように培えればよいのか(A)、「様々な表現活動や遊びを通して展開していくこと」「子どもの様々な音楽活動を展開できる」ために必要な技能・技術、すなわち、子どもの表現に係る保育技術(B)とは何なのか、ということを改めて検討課題として挙げる。

養成教育の段階でどのような技能習得方法が望ましいのか、筆者らが平成16年度からT短大の音楽科目「器楽法」で取組んでいる授業課題と学生の課題習得状況から考えることとする

II-2. 養成教育における表現技術習得～音楽授業実践から～

T短大での基礎技能科目「器楽法」の演習内容「リズム曲アレンジとテスト（発表）」の取組みにつ

いては、前稿（2009）⁸で学生の想像的で創造的な技術習得に有効であることを明らかにした。本項では、学生の取組みを「学生の表現活動の場」としてとらえた場合に見えてくる学生の姿から、求められる表現技術習得について考える。

本取組みは、平成16年度から行っており今年度（H23）で7年目となる。リズム曲アレンジを各々のイメージや技能レベルに応じて行い、その公開テストにおいては子ども役（学生による動くグループ）を伴い実施している（表1）。

〈表1〉 リズム曲試験概要

日程	前期：6月	後期：11月
課題	「歩く」「走る」「スキップ／ギャロップ」	「とぶ（ジャンプ）」「転がる」「ゆれる」
方法	受験者のピアノ演奏を聴きながら、子ども役（4～5名）がそのリズムに合った動きを表現する。	
評価	リズムが明確か／子どもが動けるテンポか／イメージが効果的に表現されているか／子ども役の動きを感じ取って演奏しているか等	

導入の経緯や課題内容については前稿⁹によるものとするが、今までの取組みから、学生が「自分がイメージを持って楽曲をアレンジし、演奏すること」「動き（子ども）と音楽（演奏）を調和すること」の技能習得の一環として大きな効果があったと認識している。しかしながら、学生がこれら技能を習得するうえでの土台（音楽の資質や経験）は、この取組み過程において年々弱いと感じざるを得ず、習得レベルをいかに向上させるのかが課題である。

学生のテスト後の振り返り記述（表2：2010・2011）からは、「自分がイメージすること・表現すること」「表現を伝えることと受け止めること」等についての学生の気づきが窺える。これらからは、「表現の難しさを知った」「自分の表現を人に伝えるのは難しい」「子どもたちにどう工夫して伝えるか、伝えることの難しさを知った」「自分のイメージと他人は違うのでどうしたらいいのか」と「難しさ」を感じるなかでも、「自分のピアノに他者が体を使ってのってくれてとても楽しかった」「子どもたちの様子を想像しながらアレンジを考えることが面白かった」「自分の思いを自由に表現するよい経験となつた。自分なりにアレンジして演奏することが楽しかった」と表現することの「楽しさ」をも感じる経験となっている。いずれも、他者を意識すること、つまり他者に自身の表現をどのように伝えればよいのかを考えることからの気づきである。対教員とのレッスンやテストにおいては、評価を受ける者と行う者という関係であるので、どうしても学生は間違えず、正確に、が前提となってしまい、表現することがおざなりになっているが、この取り組みでは、「強弱、テンポ、音の高さ、短調と長調など様々な工夫が必要」「イメージによって音の高さや速さを変える必要性もあり、もっと自分のイメージをふくらませ相手に伝わるように演奏したい」というように「アレンジをどのように行い自身のイメージが伝わるように演奏するか」を考えることの必要性が振り返りから多数読み取れる。さらには、「‘ゆれる’‘ころがる’という言葉一つで動物や人の動きだけでなく、食べ物やのりもの、カーテンなど思いつかなかったイメージがあり参考になった」という言葉からはイメージし表現する面白さを学生自身が感じたり、「1つの曲でもアレンジによっていろいろな曲に聞こえる。このような技術を身につけておくと、子どもたちの感性や表現力を引き出せるのではないか」と子どもの表現活動の広がりを支えられる技能であることを実感したりしている。また、「考えていたイメージと実際の動きが違うと少し不安に思うが、

保育学生の音楽表現技能と幼児の音楽活動の連動性

〈表2〉 リズムテスト振り返り (2010—2011)

1 リズム テスト の経験 から 得られた 学び	他者を意識することから 「表現することの楽しさ」 ・自分のピアリー他者が体を使ってのってくれてとても楽しかった。動きとピアノがうまく同じ合わないといけない。 ・人前で、感じようとして動くのは恥ずかしいけれど、全身で表現することの意味や難しさ、楽しさを経験を通して学べた。 ・テンポや音の高さを感じながら動くことが楽しかった。 ・子どもたちとコミュニケーションをとって弾く練習ができた。弾いていて楽しかった。 「表現することの難しさ」 ・音に合わせて動いてもららうのはとても難しい。 ・表現の難しさを知った。子どもは自由に表現すると思うが、保育者が固いと子どもも固くなると思うので気をつけたい。 ・子どもたちにどう工夫して伝えるか、伝えることの難しさを知った。 ・自分の考えたりズムを相手に伝えるのが難しく、それ以上にピアノを使って伝えることの難しさを知った。 ・自分のイメージと他人は違うのでどうしたらいいのか演奏も動きも考えなくてはならない。 ・自分の表現を人に伝えるのは難しい。「こうしてくれるだろう」と思っているだけではいけない。 「その他」 ・どのような動きをするか想像はし、想像通りのところもあれば、「こういう動きもあるのか」とも気づいた。 ・音に合わせて動きを即興的に考えられた良い経験。 ・ピアノに合わせて動くのではなく、ピアノが動きに合わせることが大切。 ・人を見てテンポを変えたりするという応用力を付ける必要がある。
	「自分の技能として」 「アレンジの楽しさ」 ・子どもたちの様子を想像しながらアレンジを考えることが面白かった。 ・動きやすくなるように何回もアレンジすることで曲の理解やアレンジの楽しさを感じた。 ・自分の思いを自由に表現するよい経験となった。自分なりにアレンジして演奏することが楽しかった。 「技能習得の気づきと意欲」 ・頭の中でイメージするということを1年生の時より柔軟に行え、その経験が今後に活きていくように感じた。 ・子どもたちを見て実際に合わせるには練習や臨機応変に対応できる柔軟性が必要。 ・動きと音に丁寧から動きを決めるのではなく、その音をよく聞いて音の高さやテンポから動きが決められる学んだ。 ・楽曲のアレンジは子どもの動きのためのアレンジすることに意味があると思った。 ・子どもたちが思うように表現できようなどアピアを理解するようになりたい。 ・自分のアレンジがどのようなイメージを持ってもらえるのか知ることができた。 ・発表に少し自信ももてた。経験を今後も積んでいきたい。 ・イメージによって音の高さや速さを変える必要性もあり、もっと自分のイメージをふくらませ相手に伝わるように演奏したい。 「保育の場を意識して」 ・保育者の独奏では子どもは音楽活動を楽しめない。タイトルをつけ自らアレンジを加え、動きは子どもたちが作るという、共同作業で音楽活動をする大切さを学ぶ。 ・ピアノを弾く側、実際に動いてみる側、また両方を全体的に見つめる側の保育者。子ども、親(または他の方)3つの視点でピアノを用いた教材を学ぶことができた。 ・子どもたちの中でズムに合っている子、いない子がいた場合、どちらに合わせるか難しいことがわかった。 ・子どもは「○○のようゆれてみよね」といつでもなかなか表現できないのですが、そのもののまねから遊びやゲームへつなげていく表現の仕方が広がるのかなと思った。 ・1つの曲でもアレンジによっていろいろな曲に聞こえる。このような技術を身につけておくと、子どもたちの感性や表現力を引き出せるのではないかと思った。 ・曲を完璧に弾くことも大切だが、一番は心から子どもたちが楽しめるように取り組みを工夫することも大切。
	「動きやすいリズムやテンポ」 ・身体で表現しやすいようなリズムや速さ ・自分の演奏をレコーダーにとって実際に自分でスキップしたり走ったり、動きやすいように工夫した。 ・ピアノが苦手なので自分のレベルに合わせて簡単なアレンジにし、それを丁寧に弾くことを心がけた。 ・スキップのリズムが苦手なのでアレンジをするときに悩んだ。 ・動く人が動きやすい細かいズムを変えるのではなくシンプルにした。 ・リズムの変化がわかるように速さやテンポに重点を置いた。
	「自分のイメージに合ったアレンジ」 ・自分のイメージとアレンジが合ふうに工夫した。 ・走る時のイメージが小動物が走るイメージだったので音を1オクターブ上げてみた。 ・強弱、テンポ、音の高さ、短調と長調など様々な工夫が必要。 ・前回はアレンジしてから題名を作ったが、今回は題名を作つてからアレンジすることができた。
	「イメージが伝わるような演奏の方法」 ・弾く前、弾く途中、その後の余韻、どのどきも保育者はテーマに合った雰囲気(空気感)を作り出すことが大切。 ・どの曲も楽しくて癒刺したものをテーマに選んだのではなく、よりに指を動かし、表情も常に笑顔にするようにした。 ・題名を言わないで、子どもたちにどんな風景か、想像できる演奏、雰囲気を保育者が子どもたちに起こさせることは大事。 ・考えていたイメージと実際の動きが違うと、少し不安に思うが、相手なりの表現であると伝えられた。相手の表現を受け止めつつ、自分のイメージも伝えていくような保育者になりたい。 ・曲を弾く前に言葉でイメージを伝えた。 ・演奏する時は表現してくれる人を見て、伝えたいたいことが伝わっているか確認しながら弾いた。 ・どのように動いてほしいのかイメージを描いて練習した。
	「様々なピアノ奏法や強弱、音高等を使ってのアレンジ」 ・動きやすくなるためのリズムを考えた。音域を広く使い、強弱もつけることができた。 ・伴奏アレンジを加えるのではなく、メロディーにも変化をつけることでより一層、雰囲気が出せるようになった。 ・細かい音符で曲を作り、転がつけていくようにグリッサンドしたり、3連符を使つたり。
	「言葉からのイメージの広がり」 ・「ゆれる」「ころがる」という言葉一つで動物や人の動きだけでなく、食べ物やのりもの、カーテンなど思いつかなかつたイメージがあり参考になった。
	「様々な表現」 ・動く人のリズムが人により違っていたので、リズムの受け止め方の違いに気付いた。 ・同じ曲でも10人いれば10通りの曲に生まれ変わることができる。 ・例えば、同じさぎでもそれぞれイメージが違う、リズムにその人のイメージが表れている。 ・他の人の動きを見て私だったらこう動くと思ったことがあった。表現の方法は人それぞれで、子どもだったら、もっと一人ひとりが違う動きをすると思うので、どう動くのかイメージしておこうが大事。
	「他者の表現からの学びと氣づき」 ・表現したいものが伝わってきたので自分の表現方法にも取り入れたい。 ・イメージを伝えることは難しい。しっかりと自分がイメージすることが大事。 ・運くことに集中しきれないで全体の動きを見ながら運くこと。それによる一体感。動物をモチーフにすることでわかりやすい。 ・ピアノで聞いて体でリズムをどう表現することは保育にとって大切。保育者がしっかりリズム正しくとり表現しなければ子どもは表現しきくなる。 ・動きの表現がとても豊かだったので真似をして工夫しながら現場でやりたい。 ・自分の思っているように動いてほしいなら、みんなを見ながらその場でテンポを変えるなど対応していくようにすべきだと学んだ。 ・自分の中だけの工夫でなく、何よりも「子どもたちに伝わるよう」を考える必要がある。
3 学びの様子 と子供たち との関り と マネジメント	

相手なり（表現者のイメージによる）の表現であると捉えていた」「相手の表現を受け止めつつ、自分のイメージも伝えていきたい」「動く人のリズムが人により違っていたので、リズムの受け止め方の違いに気付いた」「同じ曲でも10人いれば10通りの曲に生まれ変わることができる」と多様な表現を認め受容することの経験をしていることもわかる。

以上、改めて考察してみると、学生の気づきや学びからのキーワードは、「イメージし表現する」「表

現を伝える」「多様な表現方法」「表現を受容する」ということになる。この授業実践から筆者らは、学生が求められる技能習得に向けて、必要な要素（子どもの音楽表活動を想定した学生の表現活動から見出した子どもの表現の心）を見出せたのではないかと考えている。では、これら学生の気づきは「子どもの表現に係る表現技術」習得にどのように繋がっていくのか、有効であるのか、次章で検討する。

III 養成校の音楽教育を通して向上する学生の保育実践力と今後の課題

III-1. 子どもの表現に係る保育者（保育士）の表現技術

無藤は、表現というのは考えとか感じたこと、何か内的なものを表すことであるが、その際には表現媒体がある。コミュニケーションとは、この媒体上の表現物が受け止められて、ある考え方や感じを起すというモデルとなっているとし、この過程で保育内容の表現としての課題を①表したいことの基をしっかりと育てていく、②表すというプロセス、表す活動を活発にする、③媒体上に表現するところを指導する、と論じている。また、表現を受け取る側からは、コミュニケーションとして受け止め、耳を傾け、育てるということと述べている。¹⁰

①のために保育者に求められること、それは、前章のAと関連する。「表したいことの基を育てる」の「基」とは、子ども自らの経験や周囲の環境からによるものであり、保育者としてはそれらが生まれる環境を用意することと、そこから生まれた子どもの姿、行動を表現の基として受け止め、耳を傾けることである。では、養成教育として保育学生に何を授けるか。子どもの何気ない姿、行動を意味あることとして捉えられること、そのためには、学生にとっても①の表したいことの基を育てることが必要と考える。表現媒体は多く知つて（持つて）はいるが、その基となるものというと弱い。「器楽法」演習からの、イメージ（表したいこと）を持って表現するということの「難しさ」と「楽しさ」を感じること、他学生の表現を受け入れ認めることをまず学生自身が多く経験することが、子どもの表現を広く捉えること、共感、共鳴のできる力（A）につながっていくと考える。そして、もう一つ、少しでも多く生きた子どもに触れ、その行動から表したいことを読み取る経験も最適であろう。

では、②、そして③のためにはどうであろうか。これらは、前章のB「子どもの表現に係る保育技術」を検討することと関連する。子どもの表したいことをどのように表すように導くのか、音楽、造形、身体、言葉の媒体により表現するための環境や活動を用意し援助していくということである。では、そこに求められる技術とは、それぞれの媒体における技術、音楽であれば歌や楽器を通した活動、身体表現をともなう活動を援助するための技術である。この技術の一つに子どもの活動を支え、発展するためのリズム曲演奏と編曲の技術を挙げることができ、「器楽法」演習内容は習得の土台になると考える。

「子どもの表現に係る」技術、技能の習得のために、養成教育においてもそれらに対する考え方や方法について、さらに意識の変換が必要である。「楽譜」再現から始まる技術習得ではなく、学生の「表現」を通しての技術習得についての検討である。保育者が有すべき技術として、「受信型保育技術」と「発信型保育技術」があると考えられているが、子どもに意図的に働きかける「発信型」の方が子どもをそのまま受け止め、受け入れるための「受信型」技術よりも、保育技術としての認識が高く研修も多いようである。しかし、今まで論じてきたことはまさに、子どもの表現を広く捉えるための「受信型」

技術の必要性である。養成教育を省みても、やはり「発信型」技術習得の内容が大方であるということは否めない。「受信型」と「発信型」技術のそれぞれの習得が、今求められている。

III-2. 今後の音楽教育カリキュラム

「子どもの表現に係る」技術習得を音楽カリキュラムにおいてどのように位置づけ、授業工夫をしていくのか。

まず、T短大の平成23年度入学生「保育の表現技術」の音楽関係の教科目を以下（表3）に示す。

（表3） T短大授業内容

保育表現技術（音楽）	授業内容の概要
1年前期（演習・必修） 「幼児音楽I」（2単位）	保育実践を支える音楽基礎技能習得を目標とする。授業では主に、保育者としての必要な音楽技能（歌唱力・ピアノ演奏力）を身につけ、基本的な音楽知識（音楽理論など）を学ぶ。
1後期（演習・選択） 「幼児音楽II」（2単位）	「幼児音楽I」で習得した音楽基礎技能に加えて、子どもと楽しく保育実践できる応用実践力を習得する。授業で主に、保育現場で最も必要とされる子どもの歌（童謡・遊び歌）等の「弾き歌い」「伴奏法」を修得する。
2年前期（演習・選択） 「子どもと音楽I」（2単位）	子どもの音楽活動を支え展開できる音楽応用技術習得と表現技術を学ぶことを目的とする。授業では主に、保育実践できる表現豊かな「ピアノ奏法」と保育における「リズム楽器の奏法」を学ぶ。
2後期（演習・選択） 「子どもと音楽II」（2単位）	「子どもと音楽I」で習得した音楽応用技術・表現技術を基に、保育実践展開技術力を高める。授業では、創造性豊かな「ピアノ奏法」と保育現場で実践できる「楽曲編曲法・作曲法」を学ぶ。

※上記授業科目と主な授業内容は本学がセメスター制度導入のため、半期で「演習2単位」と認定
※平成23年度入学生より2年演習科目「器楽法」は「子どもと音楽」に科目変更

H23年度入学生からの適用であるため、今後さらに授業内容は検討を重ねていく必要がある。その検討材料とは次である。

（1）学びのステップの明確化

今までのカリキュラムとの大きな変更点はセメスター制である。通年科目であった時にも半期ごとに試験を実施し技能習得の確認をしていたが、セメスターごとにねらいと到達目標を掲げるために単位習得に向けて学生の意識を高める工夫はしやすいのではないだろうか。表3でもわかるように4段階のステップを踏んでいくが、これらがより効果的に他の表現技術科目等とも関連した学びのステップとなるよう機能させたい。

また、現在では大学入学前教育の必要性も高まっている。専門的学問に耐えうる基礎学習である。T短大では「入学前課題」として、保育・教育の学びへの意識を高めることを主目的に課しているが、音楽科目としても「子どものうたに親しむこと」「子どものうた弾き歌いの経験」「音楽基礎知識の確認」のための課題提示をしている。スムーズに入学後の音楽技能習得ができる目的としているが、保育学生として「子どもの音楽」に触れること、そして「子どもと音楽と保育」の一端を少しでもイメージしておくことも意図している。これらをステップのプレとして意識的に位置づけることも今後必要であろう。

（2）「受信型」技術の習得に向けて

① 学生同士の学びの場・音楽によるコミュニケーションの場

表現を伝える者と受け止める者、音楽で表現する楽しさを共に味わう仲間、として学び合える場づくりが授業内容に求められる。「器楽法」取組み成果を活かした内容をはじめ、学生相互による取組み内

容について、どの時期に行えば確実にステップを踏めるのかという検討が必要である。

② 生きた子どもの表現活動からの学び

実習経験を有機的に学びにつなげ活かす、ということは言うまでもない。実習の事前事後と音楽授業もいかに有機的していくか。今までさまざまな取組みを行ってきたが、実習時期がH22年度から変わったということも受け、検討をしていく必要がある。実習で部分的に弾き歌いや歌あそびを実践してくる実習生も多々いるが、自身の技術「発信」に対する振り返りとともに、「発信」によって子どもたちはどうのような姿を見せたのか、また、子どもの音楽活動の姿をどれだけ感じ受け止めることができたのかということを振り返り考えることが「受信型」技術につながり「子どもの表現に係る」技術習得にも非常に大切である。「実習後の振り返り」の実施は行っているが、その振り返りからの学びは各学生によるものとしている。いかに音楽授業での取組みにつなぐことができるのか可能性を探りたい。

以上、将来の保育者（保育士・幼稚園教諭）として備えておかなければならない保育表現技術「子どもの発達に即応できる表現者としての基盤となる技術」習得カリキュラムに必要なことについて明らかにしてきたが、養成段階においてどの程度までの表現技術を習得するのか、それは明確な基準を示し得るのか、ということも大きな課題として残る。それは、学びのステップの明確化にも関連するところであるが、習得技術・技能が実際の幼児の音楽活動に活かされ連動していくように、養成教員がもっと保育の場での幼児の表現する姿に触れ、様々な音楽活動の実際を知ることが必要である。その上で必要な技術・技能について、今までに固執することなく「子どもの表現に係る」「保育との関連」による方法を今後も探求していく、ということが求められる。「指定保育士養成施設教員の実態に関する調査」の報告11によると授業改善に対する意識をたずねた項目のうち「保育の現場感覚を導入した授業を行う」が最も高いという結果が出ているが、保育現場や地域との連携推進の内容についての項目のなかの「現場との共同研究」は下位の方であった。これらの結果を合わせて述べることは安易かもしれないが、これからカリキュラム構築、授業内容改善は、養成校における一方向的な発信ではなく、保育の場のありようを受け止め、連携し共同の研究活動を充実することからこそ、求められる保育者養成の姿があるのでないか。

おわりに

平成20年に改訂された「幼稚園教育要領」や改定「保育所保育指針」のねらいや内容に示す幼児の表現は、「幼児一人ひとりが様々なことに触れ体験しながら、心を動かされた体験を次の活動につなげていく。その過程の遊びによって子どもたちの体験は相互に深まり表現活動を音楽・造形・言葉・身体等を駆使して表現活動を形作っていく。」と考える。筆者らはそのような子どもの姿を捉えて、学生たちが将来保育者として指導・援助でき得る人材となるための「保育表現技術」をめぐって、その連動性について検討してきた。それは、幼児の音楽活動を常に念頭に入れた学生の音楽表現技術の習得方法の一方策として「器楽法」の取り組み実践からの検討と今後のカリキュラム作成への展望であった。その研究手法としては、第1に保育士養成課程改正による技能科目の位置づけと学生教育の視点からであり、第2は筆者らの研究成果の省察からである。そして第3は学生自身の授業参加によるアンケート分析か

らであった。保育現場の音楽活動と保育者養成校の音楽教育の連動性は、保育指針の改定で求められている、子どもの生活の場（保育所）で育成される人間教育の土台づくりと音楽活動養成教育での連動性も確認できた。副次的研究成果としては、養成教育における技術・技能の習得に対する教員・学生共意識の転換が必要であるということが方向性として見えたことであった。これまでの「楽譜」再現からの子どもに働きかける「発信型」保育方法に有効な技術だけではなく、子どもの表現に即応でき、子どもの表現を広くとらえて対応できる「受信型」技術の習得が必要であるということである。そのためには、学生自身が「音楽・表現活動」を楽しみ豊かな人間に成長させる養成校の教育環境づくりと学生の主体的学習態度の育成が課題となった。今後の養成教育に生かしていきたい。

註

- 1 社団法人全国保育士養成協議会 現代保育所研究所 『保育士養成課程の改正を受けて』 平成 22 年度現代保育研究所研修会資料, 2010.
- 2 新教育要領（平成 20）表現領域における〈ねらい〉に記載されている(1)～(8)のこと。
- 3 ミネルヴァ書房編集部編『保育所保育指針 幼稚園教育要領一解説とポイント』改定の要点 p.42 参照。
- 4 大場幸夫・網野武博・増田まゆみ 著『保育を創る 8 つのキーワード』フレーベル館, 2008, pp.13-17.
- 5 三宅啓子・福西朋子・山本敦子「保育者の音楽的専門力量と子どもの音楽活動」2005, 「保育学生の音楽教育と子どもの音楽活動の指導援助力」2006.
- 6 社団法人全国保育士養成協議会 現代保育所研究所 『保育士養成課程の改正を受けて』 平成 22 年度現代保育研究所研修会資料, 2010. p. 7.
- 7 人類はこれまで次の 3 つのサイトにより育ってきたとのことで、①地域での遊び=放牧による育ち、②家の家事と仕事の手伝い、③家庭の団欒、のことをいう。(H23 年度現代保育研究所研修会「『保育表現技術』の教授法の基本と具体的展開」の汐見による講演から)
- 8 福西朋子・山本敦子・三宅啓子「保育現場と連動した養成校の音楽教育内容・方法のあり方 (2)」2009.
- 9 前掲書 8 を参照。
- 10 無藤隆 著『幼児教育の原則』ミネルヴァ書房, 2009, p.108.
- 11 社団法人全国保育士養成協議会保育士養成資料集第 54 号『「指定保育士養成施設教員の実態に関する調査」報告書 I』2011

参考文献

- 1 無藤 隆、柴田正行、秋田喜代美 編著『〈平成 20 年改訂〉幼稚園教育要領の基本と解説』フレーベル館, 2008.
- 2 財団法人ヤマハ音楽振興会音楽研究所 編『音楽は子どもに何をあたえるか』ヤマハ音楽振興会発行, 2002.
- 3 日本音楽教育学会創立 40 周年記念論文集 日本音楽教育学会 編『音楽教育学の未来』音楽の友社, 2009.
- 4 サティス N. コールマン 著 丸林 実千代 訳『子どもと音楽創造』開成出版. 2004.
- 5 网野武博・無藤隆・増田まゆみ・柏女靈峰 著『これからの保育者にもとめられること』ひかりのくに, .

2006.

付記：この研究は平成23年3月に「全国大学音楽教育学会 中部地区学会」で口頭研究発表した原稿および資料を加筆修正したものである。